

が到来する契約についても、その期限を延長する特例措置はとられない様子です。

復活を考えておられる方は、注意が必要です。

8 承諾前死亡の取扱いについて

Q207

今回の地震以前に、主人はある保険会社と生命保険契約の申込みを行い、初回保険料充当金を支払い、かつ、お医者さんの診査も受けました。ところが保険会社から保険証券が送られてこない間に、主人が地震で死亡してしまいました。このような場合、死亡保険金は支払われるのでしょうか。

A

支払を受けられる可能性があります。

生命保険契約も契約の一つですから、契約者が申込みをした後、保険会社が承諾することによって成立するのが原則です。しかし、社内ですでに承諾を決定していたが保険証券を送付する前に被保険者が死亡された場合や、告知した疾病を問題にしていたが建物倒壊で圧死した場合のように因果関係が認められない場合には、契約は成立していませんが、支払の対象になりえます。学説上、「承諾前死亡」といわれています。

ただし、前から持病のあった方が、保険診査の際にこれを黙秘(重要事実の不告知)していて、震災後、治療が受けられなくてその持病が原因で死亡された場合には、保険金は支払われません。

第14

身分法関係

1 行方不明者の財産管理

Q208

行方不明者の財産管理はどうすればよいのでしょうか。

A

- (1) 今回の地震災害によりいまだ行方不明と報道されている方々が震災後10日を経てなお29名と報道されています(平成7年1月27日午後10時45分現在)。
- このような行方不明者が財産を所有している場合、誰がその財産管理を行うかが問題となります。
- (2) きわめて稀なことですが、行方不明者が前もって自ら財産管理人を置いていた場合や行方不明者に法定代理人(たとえば、未成年者の親権者、禁治産者の後見人など)がいる場合は、その者が行方不明者の財産を管理することになります。
- (3) (2)以外の普通の場合には、行方不明者となった人の債権者・相続人・担保権者などの利害関係人又は公益的立場から検察官が、家庭裁判所に財産管理人の選任の申立てを行います。家庭裁判所は、調

査をしたうえで、財産管理の必要性を認めると財産管理人を選任します（民法25条1項）。

ただし、この財産管理人の制度は、財産を現状のまま保全することを目的とするものなので、管理人の権限は、保存行為と物・権利の性質を変更しない範囲での利用・改良行為に限られています。しかし、裁判所の許可により積極的な行為を行う余地は残されています。

2 行方不明者と相続

Q209

行方不明者（死亡が確認されていない場合も含みます）がいる場合の相続はどうなるのでしょうか。

A

(1) 簡易死亡認定制度

震災や津波などの事変で死亡したことが確実なのに死亡が確認できない場合には（死体が発見されない場合が典型です）、取調べをした官公署（警察署長、領事など）が死亡地の市町村長へ死亡報告をし、本人の戸籍簿に死亡の記載を行う認定死亡の制度があります（戸籍法89条）。

(2) 失踪宣告（危難失踪）

震災などの死亡の原因となる危難に遭遇して行方不明となった人の生死不明の状態が1年間継続すれば、利害関係人が不在者の住所地の家庭裁判所に失踪宣告の申立てを行うことができます。家庭裁

判所は、申立てがあると調査を行い、公示催告をしたうえで、失踪宣告を行い（民法30条2項）、行方不明者は危難の去った時に死亡したものと見做されることとなります（同法31条）。

(3) 死亡の取消

このように、認定死亡又は失踪宣告によって、死亡未確認者についても相続が開始しますが、認定死亡による死亡記載があった後、取消の通知があれば、監督庁の許可を要せず、市町村長が戸籍を職権で訂正することとなります。

失踪宣告については、失踪者が生存していたか、死亡したと見做される時と異なったときに死亡したことの証明がある場合は、本人又は利害関係人の請求により家庭裁判所が取消の審判を行うこととなります（民法32条）。

3 相続人不存在と財産の帰属

Q210

配偶者・子供などの相続人がすべて死亡した場合の財産管理と相続はどうなるのでしょうか。

A

(1) 相続人が存在するか否かが明らかでない場合には、相続財産は法人とされ（民法951条）、利害関係人又は検察官の請求によって家庭裁判所が選任した財産管理人が管理に当たることとなります（同法952条以下）。

(2) 財産管理人は、民法952条、957・958条に定められた手続により相

続人の捜索を行います。最後の相続人捜索公告の期間が満了しても相続人が現れなかった場合には、相続人や管理人に知れなかった相続債権者・受遺者は失権します（民法958条ノ2）。

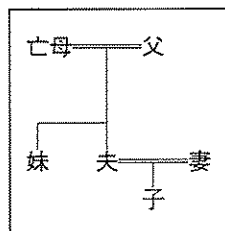
そして、期間満了後3カ月以内に被相続人と生計を同じくしていた者など特別縁故者からの請求があれば、家庭裁判所が相当と認めた場合、清算後残存すべき相続財産の分与が行われます（同法958条ノ3）。

以上の手続によっても処分されなかった相続財産は、国庫に帰属すると定められています（同法959条）。

4 同時死亡と相続

Q211

一瞬のうちに自宅が全壊し、夫と義父が下敷きになり死亡しましたが、どちらが先に亡くなったかはわかりません。自宅敷地は義父の所有で、夫には預貯金1000万円の遺産があります。相続関係は図に示すとおり、義父の相続人は夫とその妹、夫の相続人は私と子供です。



Q(1) この場合の相続人は誰になるのでしょうか。

A ご相談の場合のように、数人の死亡者のうち誰が先に死亡したのが明らかでないときは、同時に死亡したものと推定され（民法32条ノ2）、同時死亡者相互の間には相続関係は生じません（同法882条）。したがって、夫は義父の財産を相続しません。しかし、その子供は、義父の財産を代襲相続しますので、義父の土地は子供と夫の妹が2分の1ずつ相続します（子供がいない場合、妻には代襲相続権がないので、義父の土地は夫の妹が全部相続します）。

また、夫の遺産は妻と子供が2分の1ずつ相続します（子供がいない場合は、妻が4分の3、夫の妹が4分の1の割合で相続します）。

Q(2) 義父が土地は夫に相続させるとの遺言をしている場合はどうなりますか。

A 同時死亡の推定を受ける場合は、遺贈の効力を生じません（民法994条1項）。したがって、義父の遺言があっても、夫は受贈することはなく、前問と同じ結果になります。

Q(3) 遺族補償金も同じでしょうか。

A 遺族補償金は、同時死亡と推定して、同時死亡者それぞれの相続人に支払われます。なお、これらの同時死亡の推定は、あくまで「推定」ですから、後日死亡の先後が明らかとなれば、それによって相続人となった者は、相続回復請求権を行使することができます。